

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 節 総則

第 1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第 2 計画の基本方針

この計画は、南海トラフ地震の発生に伴う被害を「自助」「共助」「公助」による対策と防災階層に基づく防災まちづくりにより軽減するため、市及び防災関係機関と住民がとるべき基本的事項について定める。

計画の策定にあたっては、以下の点を重視する。

1 地域における防災力の強化

南海トラフ地震は、広範囲の地域で災害が発生するおそれ強いので、災害発生直後の他地域からの支援は困難であり、地域における「自助」「共助」による防災力で、災害対策を実施することが求められる。

2 防災拠点等の整備

他地域からの支援が困難な状況において、防災対策実施の拠点となる施設等を整備し、効果的な防災対策を推進する必要がある。よって、防災拠点等の整備を計画的にすすめるものとする。

3 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止

南海トラフ地震では、二つの地震の同時発生や数時間や数年の時間差で発生することが指摘されている。よって、南海トラフ地震が数時間や数年の時間差で発生することを踏まえて、余震対策その他の必要な対策を実施し被害の拡大防止を図る必要がある。

第 3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

市、県、消防機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体の処理すべき事務又は業務の大綱は、第 1 章第 2 節「防災関係機関の事務又は業務の大綱」による。

第2節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1 地震の時間差発生による災害の拡大防止

- 1 過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。
- 2 気象庁が、①南海トラフ地震臨時情報（調査中）、②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

第2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する通知、その他必要な措置を行うものとする。

なお、その情報伝達の経路は、「第3章第3節 地震情報伝達計画」により定めるものとする。

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達

- （1）県や市、関係機関及び市民等における情報伝達の経路、体制及び方法については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じて確実に情報が伝達されるよう留意する。伝達の手段は可能な限り多重化・多様化に努めるものとし、短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うよう留意する。また、必要に応じて地域の自主防災組織等の協力を得るものとする。
- （2）市民に対して情報伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、多言語・やさしい日本語等を用いた様々な周知手段を活用するよう努める。
- （3）市は、状況の変化等に応じて必要な情報を逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。
- （4）周知については、冷静な対応を行うよう呼びかけるとともに、交通及びライフラインに関する情報や生活関連情報など、市民に密接に関係のある事項について周知する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況や諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集体制を整備する。また、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとる。

第3節 関係者との連携協力の確保

第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な以下の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、予め物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

- ・消防用資機材
- ・水防用資機材
- ・通信設備・機器
- ・ライフラインの応急復旧及び障害物除去等に要する重機・資機材
- ・防疫・保健衛生用資機材
- ・医療救護用資機材
- ・緊急輸送用車両
- ・給水用資機材
- ・食料及び炊き出し実施に要する資機材
- ・生活必需品

イ 市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な上記物資等の供給の要請をすることができる。

2 人員の配置

市は、人員の配備状況を的確に把握して県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

市及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、宇陀市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、予め必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

第2 他機関に対する応援要請

市は、災害応急対策を実施するうえで必要な場合、相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。

※資料編 11－6 宇陀市締結協定一覧参照

第3 帰宅困難者への対応

- （1）市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- （2）市内において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、法第6条第1項第1号及び令第1条の規定に基づく避難場所、避難路、消防用施設等、地震防災上緊急に整備すべき施設等について整備に努める。

これらの整備にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

災害発生時には建築物の倒壊による災害の発生が予測されるので、一般住宅等の耐震診断及び耐震改修の実施促進、また災害時において防災上重要な拠点となる公共建築物の耐震診断及び耐震補強等の実施に努める。

第2 避難場所の整備、避難路の整備

住民の生命、身体の安全を確保するため、被災者を一時収容するための安全な避難場所を予め指定し、その整備と保全に努める。

また、避難場所に迅速かつ安全に避難させるため、避難路の指定と整備に努める。

第3 土砂災害防止施設の整備

地震により発生する土砂災害を未然に防止するため、砂防堰堤や急傾斜地の擁壁など、土砂災害防止施設の整備に努める。

第4 火災による被害の軽減のための消防用施設の整備等

火災の発生を未然に防止するとともに、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、火災予防及び消防体制の整備を図り、同時多発火災及び大規模延焼火災に備えるため、消防用施設及び消防用資機材の整備を行うものとする。

第5 緊急輸送ネットワークの整備

市は、緊急輸送を確保するために各輸送手段との連携を図った緊急輸送ネットワークの整備を図る。

- ア 緊急輸送道路と車両による輸送
- イ 鉄道による輸送
- ウ ヘリコプター臨時離着陸場の開設

第6 通信施設の整備

市その他防災関係機関は円滑な地震防災応急対策の実施を図るため、情報の収集及び伝達に必要な通信施設を整備するものとする。

- ア 市防災行政無線の整備

第7 防災拠点施設の整備

市は円滑な地震防災応急対策の実施を図るため、地震防災上必要な防災拠点施設を整備するものとする。

第5節 防災訓練計画

- (1) 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を少なくとも年1回以上実施するものとする。
- (2) 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- (3) 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、特に次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - イ 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - ウ 災害の発生状況、避難指示等、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

- ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震・津波に関する一般的な知識
- ウ 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- オ 南海トラフ地震地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

第2 地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震・津波に関する一般的な知識
- ウ 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- エ 正確な情報入手の方法
- オ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- カ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- キ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ク 避難生活の運営に関する知識
- ケ 地域住民等自らが実施し得る、1週間分以上の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第3 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。